

船舶インシデント調査報告書

令和6年2月28日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（バッテリー過放電）
発生日時	令和5年7月17日 01時00分ごろ
発生場所	三重県南伊勢町田曾崎南方沖 田曾崎灯台から真方位180° 2.0海里付近 （概位 北緯34°15.3′ 東経136°41.3′）
インシデントの概要	プレジャーボート ^{サクラ} sakuraは、漂流中、主機が始動できなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和5年8月2日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート sakura、11トン 235-17946三重、個人所有 ディーゼル機関（2基）、船内機、4サイクル、出力470.70kW （合計）、回転数毎分2,600、4気筒、使用燃料軽油、機関製造 年月不詳、昭和61年5月進水
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北東、風力 1、視界 良好 海象：波高 約1.0m
インシデントの経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、釣りの目的で、田曾崎南方沖において、主機を停止した状態で長時間甲板の照明を使用して漂流中、甲板の照明が切れたので、主機を始動しようとしたところ、セルモータが回らず、運航不能となった。 船長は、主機の再始動を試みたが始動できず、航行不能と判断して118番通報した後、来援した巡視艇に救助され、本船は巡視艇により南伊勢町宿浦漁港にえい航された。 機関修理会社担当者は、本インシデント後にバッテリーを点検したところ、過放電状態となっていたことを確認した。 船長は、主機を運転した状態で、甲板の照明を使用していれば良かったと本インシデント後に思った。
分析	本船は、漂流中、船長が、主機を停止した状態で、長時間甲板の照明を使用していたことから、バッテリーが過放電状態となり、セルモータが回らず主機が始動できなくなり、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、夜間、本船が、漂流中、船長が主機を停止した状態で、長時間甲板の照明を使用していたため、バッテリーが過放電状

	態となり、セルモータが回らず主機が始動できなくなったことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 船長は、主機を停止して漂泊を行う場合、バッテリーが過放電状態とならないよう、照明等を長時間使用しないこと。・ 船長は、予備バッテリー及びジャンプスターターを備えておくことが望ましい。